

寒川町現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱基準の運用措置

寒川町現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱基準（平成21年4月1日施行）の規定に基づく運用措置については、次のとおりとする。

1 兼務の対象とする工事の入札公告への記載

既契約工事の現場代理人と兼務することができる工事の入札公告にあたっては、公告の「入札概要書」中に、その旨を記載し、入札参加者に周知する。

ただし、現場代理人の兼務を認めない場合には、この限りでない。

2 現場代理人に兼務させる場合の事務

兼務が可能な工事については、現場代理人の兼務を落札候補者に対する事後審査事項に追加する。

（1）既契約工事の発注者の承認

落札候補者が、新たな工事の現場代理人について、現に他の工事の現場代理人である者に兼務させようとするときは、現に現場代理人としている工事の担当課（以下「既契約工事の担当課」という。）から、次の手続きにより承認を得るものとする。

ア 落札候補者は、現場代理人兼務（変更）届（別紙1）を契約担当課に提出する。

契約担当課は兼務できる契約金額であることを確認の上、既契約工事と新たに契約する工事担当課に送付する。

イ 各々の工事担当課は、記載された工事が兼務できる工事であることを確認し、承認する。

（2）新たな工事の事後審査

ア 契約担当課は、現場代理人兼務（変更）届の写しにより、各々の工事担当課が現場代理人の兼務を承認したことを確認のうえ、事後審査を行う。

（3）契約事務手続

ア 受注者は、現場代理人及び主任技術者設置（変更）届を、検査担当課へ提出する。

イ 検査担当課は、提出された届を確認後、各々の工事の担当課へ送付する。

3 現場代理人の責務について

現場代理人が兼務する一方の工事現場に滞在しているときに、発注者との連絡に支障をきたすことのないよう、連絡体制を確保することを目的に、連絡員を配置することとするが、この連絡員の配置は現場代理人の契約上の責務を免じるものではない。

附 則

この運用措置は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この運用措置は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この運用措置は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この運用措置は、令和7年10月1日から施行する。